

平成 24 年 9 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成 24 年 9 月 10 日 (月) 午前 9 時 30 分

2 出席委員

三 塚 勉	委員長
三 浦 溥太郎	委員
齋 藤 道子	委員
森 武 洋	委員
永 妻 和子	委員 (教育長)

3 出席説明員

教育総務部長	渡 辺 大 雄
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部教育政策担当課長	平 澤 和 宏
教育総務部生涯学習課長	原 田 修 二
教育総務部教職員課長	高 橋 淳 一
教育総務部学校管理課長	丸 茂 勉
学校教育部長	中 山 俊 史
学校教育部教育指導課長	渡 辺 文
学校教育部支援教育課長	小田部 英 仁
学校教育部学校保健課長	藤 井 孝 生
学校教育部スポーツ課長	伊 藤 学
中央図書館長	小 貫 朗 子
博物館運営課長	稲 森 但
美術館運営課長	佐々木 暢 行
教育研究所長	新 倉 邦 子

4 傍聴人 0名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に永妻委員を指名した。

- 教育長報告
前回の定例会から本日までの報告事項

(永妻教育長)

平成 24 年 8 月 18 日から本日までの主な所管事項についてご報告いたします。
はじめに、「横須賀市の中学生の誓い」についてです。

8 月 21 日～23 日にかけて、三浦ふれあいの村において開催された横須賀市中学校連合生徒会リーダーズキャンプを訪問し、「いじめは誰にでも起こりうることであり、自分のこととして捉えてほしい」「いじめが起きないようにするには、何が必要か」「いじめがおこっているとわかったら、解決に向けて自分たちができることは何か」等々、『いじめ問題』について、直接中学生たちに話をしました。

このキャンプ期間中に全員が自分のこととして、『いじめ問題』を考え、夏休み明けにすべての学校でいじめ問題に取り組める、例えばスローガンのようなものはできないだろうか、私の思いを伝えました。生徒たちは、私の言葉をしっかりと受け止めてくれ、その後、熱心な話し合い、率直な意見交換がされたと聞きました。

閉会式において、その取組みから生まれた『横須賀市の中学生の誓い』が発表されました。中学生らしい、気持ちの込められた一つ一つの言葉に深い感動をおぼえました。すばらしいこの『中学生の誓い』が市内の全ての子ども達の心の中に息づくよう、学校とともにさまざまな活用方法を検討しているところです。いじめ問題にかかる学校と教育委員会の責任の重さをしっかりと認識し、子どもたちの命を守るため、全力で取り組んでまいります。

続きまして、ロボットコンテストについてです。8 月 18 日に「中学生創造アイデアロボットコンテスト第 9 回横須賀大会」が開催され、25 チーム 109 人の生徒が出場して対戦及びプレゼンテーションが行われました。今年度初めて出場生徒が 100 名を超え、熱戦が繰り広げられました。また、逗子市立沼間中学校からの参加もあり、年々発展していることを本当にうれしく思いました。

続きまして、8 月 19 日に開催しました「第 25 回子どものための音楽会」についてです。メインの小学生、中学生、高校生、大人が一同に横須賀の現在過去未来を高らかに歌い上げる「組曲『横須賀』」の演奏に加え、今年度、25 回目を迎えたことを記念して、中学時代にこの音楽会で演奏をし、今も音楽を愛好

し活動している先輩の演奏や、吹奏楽と和楽器の箏との協演もあり大変素晴らしい音楽会となりました。

私からの報告は以上でございます。

(質問なし)

日程第1 議案第37号『平成25年横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通科の幼児及び生徒募集要項制定について』

委員長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

議案第37号「平成25年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通科の幼児及び生徒募集要項制定について」ご説明いたします。

本議案は、ろう学校幼稚部及び高等部普通科の平成25年度の幼児及び生徒の募集について定めるものであります。

3ページをご覧ください。最初に幼稚部の志願資格ですが、記載の(1)から(3)のすべてに該当する方が対象になります。募集人員は10名です。募集期間は平成25年1月10日(木)から1月17日(木)までの午前9時から午後4時までとなっています。必ず事前に学校見学及び教育相談を受けていただくこととなります。

面接の日時ですが、2月7日(木)になります。内容については本人の行動観察と保護者面接があり、入学決定者の発表はその場で保護者に直接お伝えします。新入学保護者説明会を2月15日(金)の10時から行います。

次に高等部普通科についてです。志願の資格は記載の(1)から(3)のすべてに該当する方が対象になります。

4ページをご覧ください。募集人員は8名です。募集期間は、平成25年1月8日(火)から1月15日(火)までの午前9時から午後4時までとし、やはり、必ず事前に学校見学及び教育相談を受けていただくこととなります。

提出書類は、「神奈川県公立高等学校入学願書(全日制の課程)」及び調査書になります。選抜の方法は学力検査と、本人及び保護者との面接で、日時は1月24日(木)の午前8時50分からになります。7学力検査教科及び時間割については記載のとおりです。

続きまして、合格者の発表と入学手続きですが、2月5日(火)の午後1時にろう学校の事務室で合格通知を手渡しいたします。7日以内に所定の手続きをしていただきます。新入学保護者説明会は、2月15日(金)午前10時から

になります。問い合わせ先を記載のとおり、ろう学校としてあります。

以上で議案第 37 号「平成 25 年度横須賀市立ろう学校幼稚部及び高等部普通科の幼児及び生徒募集要項制定について」のご説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

(三塚委員長)

公立高校は入試選抜制度が変わって、前期・後期がなく 1 回で、2 月くらいに入試日があると思います。この日程ですと、入試が 1 月 24 日ということで、前期・後期ということ言えば、昨年度の前期と同じ日程でこの入試の日程が組まれたと思うのですが、その経過というか、全体として 2 月に遅らせている部分を、昨年度同様の時期に入試選抜を実施する理由について何かあれば聞かせてください。

(教育指導課長)

今年度の時期と違うという部分については、特別とらえることができおりません。ただ、特別支援学校で、どの時期に受験日とするかについては、調整をした結果、本年度は本市ろう学校は 1 月 24 日になったと伺っております。県全体で調整をしながら進めて、特別支援学校の中での調整をした上で日程を決めていると聞いております。

(齋藤委員)

1 件確認ですが、幼稚部のほうで入学決定者の発表は面接時に保護者に直接とあるのですが、入学手続期間についての記載はないのでしょうか。そのときに保護者へ伝えるので、差しさわりはないと思いますが、募集要項上、入学手続期間を書かなくてもいいのでしょうか。高等部にはありますので、書類の体裁上の問題なのですが、どうなのでしょう。

(教育指導課長)

入学手続期間いうのを幼稚部に設けていないということについては、基本的にお引き受けするということでした。新入学保護者説明会のときに説明をしながら手続を進めていただくような形で行っています。

(齋藤委員)

わかりました。実際の運営上は問題ないのでいいのですが、書類上良いのかと思っただけなので、差しさわりなければ構いません。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第 37 号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第 2 議案第 38 号『平成 25 年度横須賀市立幼稚園の園児募集要項制定について』

委員長 議題とすることを宣言

(教育指導課長)

議案第 38 号「平成 25 年度横須賀市立幼稚園に入園する園児の募集について」ご説明いたします。

本議案は、諏訪・大楠の両幼稚園の平成 25 年度の園児募集について定めるものであります。

最初に募集人員及び入園資格ですが、両園とも 2 年保育で、諏訪幼稚園は 25 人、大楠幼稚園は 35 名です。入園資格は、ともに、「市内に住所を有し、平成 20 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた方」です。

次に、入園志願票受付期間・場所等以降につきましては、両園とも同一内容でございますので、3 ページをもとにご説明いたします。入園志願票受付については、11 月 1 日(木)から 8 日(木)までの土日、祝日を除いて午前 9 時から午後 4 時まで行います。定員を超えた場合は、3 の入園の選考にございますとおり、抽選で入園予定者を定めることとなります。

なお、昨年度まで、入園予定者を決定する選考に 1 日、面接に 1 日と、2 日間に分けて実施しておりましたが、保護者の負担を軽減するため、また在園児の保育時間の確保のために 1 日で選考と面接を実施することにいたしました。

4 ページをお開きください。入園決定者の発表は、11 月 12 日(月)となり、併せて入園説明会を行います。

なお、入園料は 8,000 円、保育料は、年額 132,000 円です。

以上、で議案第 38 号「平成 25 年度横須賀市立幼稚園に入園する園児の募集について」のご説明を終わります。ご審議よろしく願いいたします。

(森武委員)

1 点教えていただきたいのですが、3 入園の選考・面接に、応募者が定員を超えた場合は抽選で入園予定者を決め、その後に面接を行うと記載がありますが、この面接の位置づけというのは選考の一環なのか、選考者が決まった後のどういう位置づけなのかを簡単にご説明いただければと思います。

(教育指導課長)

入園予定のお子さんの状況を園として知っていくというのが面接の一番の目標になります。お子さんの一人一人の状況を確認していくということになりますので、入園予定ということで面接していくことになります。選考対象とはいたしません。

(三塚委員長)

要項に関わる部分なのですが、今年から保育料が値上がりをしていますが、昨年応募があったときの状況はわかりますか。今年入った園児たちの応募状況、諏訪幼稚園は 25 人定員ですが、何人くらい応募があり 25 人となったとか、大楠は何人応募があつて、抽選になったのかというあたり、もしわかれば教えてください。

(教育指導課長)

諏訪幼稚園につきましては、25 人の定員のところ 24 名ということで、抽選は行いませんでした。

それから、大楠幼稚園のほうは 35 名ですが、25 名でしたので、抽選はございませんでした。

(三塚委員長)

それは、保育料を上げたことに起因するのか、それとも例年そのぐらいの倍率なのか、状況はどのように分析されたのでしょうか。

(教育指導課長)

諏訪幼稚園については、これまでも定員ちょうどという状況で、抽選は行っておりませんので、特に影響はなかったと思います。

大楠幼稚園については、昨年度まで 30 名で、前年度は 33 名の応募がありましたが、そこから 25 名になったという部分が、特に入園料の影響でということではないと捉えています。子どもたちの人数には違いがありますので、その範囲ではないかと考えております。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第 38 号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（１）『学校給食費の未納対策について』

（学校保健課長）

それでは、報告事項１「学校給食費の未納対策について」ご説明いたします。

まず、「１の学校給食費の未納状況」についてです。平成 21 年度から平成 23 年度の間の徴収率は、99.82%となっています。この数値を市の他の債権と比較しますと、市税で現年度の徴収率が 98%強、一般会計・特別会計の総計ですと 97%強ですので、比較的徴収率は高い水準にあります。しかしながら、3 年間の合計金額で見ると 500 万円を超えていますし、また、きちんと納めていただいている保護者の方からみると、未納者がいることは、不公平な状態ですので、今後の学校給食の円滑な運営のためにも、未納対策は大変重要なものであると考えております。

そこで、「２ 未納対策の強化」の部分です。現在、学校給食費の未納対策については、学校での文書や電話等による督促の他、学校給食会から年 3 回、督促状の送付を行っています。これらに加えて、平成 24 年度から新たに、児童手当からの徴収と法的措置の実施を検討しています。

まず、「（１）の児童手当からの学校給食費徴収」についてです。児童手当を所管しているこども育成部と調整し、平成 25 年 2 月の支給時から、学校給食費の未納者を対象に、児童手当から学校給食費の徴収を行う方向で現在準備を進めています。ただし、児童手当からの学校給食費徴収は強制的に実施できるわけではなく、未納者から徴収に同意する申出書を提出していただく必要があります。なるべく多くの方に申出書を提出いただけるよう、学校と協力して事務を進めていきます。

次に、「（２）の法的措置の実施」についてです。文書による督促や、（１）で説明しました児童手当の申出書提出が不調に終わった場合には、学校とも慎重に協議をしたうえで、対象者を精査し、実施予告をする催告書を送付します。それでもなお、納付や納付のお約束をいただけない場合は、支払督促等の法的措置を実施します。この法的措置については、財団法人横須賀市学校給食会が実施いたします。

次に、「３ 未納対策に係る協定書の締結」についてです。未納対策を強化していくにあたり、教育委員会の職員が未納対策に関する業務に直接的に従事できる体制を整備するために、横須賀市教育委員会と財団法人横須賀市学校給食会が、未納対策に関する協定書を締結します。

恐れ入りますが、別紙「学校給食費の未納対策に係る協定書（案）」をご覧ください。協定書の内容につきましてご説明いたします。

まず、協定の目的についてですが、第 1 条にありますように、「横須賀市立の

小学校及び特別支援学校で実施する学校給食を円滑に運営するため、財団法人横須賀市学校給食会が実施する学校給食費の未納対策について、横須賀市教育委員会が協力する」と位置付けています。具体的には、今回強化する未納対策で、より大きな効果をあげるために、学校給食会が行う未納対策の具体的な事務について、教育委員会の職員が従事できるようにするものです。

次に、協力の内容としまして、第3条をご覧くださいなのですが、まず、「(1) 法的措置の準備に関する事」は、実際に法的措置を行う場合の書類の作成などを行います。「(2) 未納者に対する督促文書の送付に関する事」は、法的措置に向けて増加する、督促状や催告書の送付事務などを行います。「(3) 未納者に対する電話または訪問による督促に関する事」は、法的措置に移る前に電話や訪問による督促などを実施できるようにします。「(4) その他未納対策に関する事」は、マニュアルの作成など未納対策全体の調整や学校への周知等にも携わっていきます。

次に、第6条をご覧ください。この協力に関する、費用負担についてですが、教育委員会が協力することにより、学校給食費の未納減少を促し、小学校等の学校給食の円滑な実施が図られることとなるため、かかる費用は教育委員会が負担することとしています。

第7条では、有効期間として平成24年10月1日から平成25年3月31日までとしていますが、これは、平成25年4月に学校給食会が公益財団法人へ移行するため、その際に改めて協定書を締結することを想定しています。

他の条文としましては、第2条で「未納者」についての用語の定義、第4条では情報の提供について、第5条では、実施内容の報告、第8条では、補足事項がある場合には別途両方で協議して定めることとしています。

以上で、「学校給食費の未納対策について」の報告を終わります。

(森武委員)

1 給食費未納の状況では、過去3年間どれをとっても、未納額を件数で割ると大体2万円を超えているようですが、これは1年間ほとんど払っていないというような実態であるという理解でよろしいですか。

(学校保健課長)

はい、そういう保護者の方が多い状況になっております。

(森武委員)

児童手当から学校給食費を徴収するというのは、この対象者の方に同意書を出してくださいというお願いをして提出させるのか、それとも、給食を申し込

む際からこういう同意書を出すのか、どちらで行うのですか。

(学校保健課長)

最初からではなくて、現状で未納になっている方を対象に同意書のお願いをしようと思っております。

(森武委員)

協定を今回結ばれるということですが、協定書には児童手当からの徴収ということに関して特に記載されていないようです。児童手当というのは市が出すと思うのですが、それに対して財団である学校給食会が直接そこからお金を取るということができるのは、法律か何かで決まっているのでしょうか。

(学校保健課長)

児童手当は市長から給付という形になります。保護者からの申出書も市長あてに、「私にお支払いいただく児童手当のうち給食費に係る部分は引いていただいて結構です」という内容の申出書になります。市として、そこから児童手当の市が引いたものを校長先生の口座に振り込んで、学校でまとめて給食会に支払うという流れになります。

(三塚委員長)

10月1日に協定を調えるという状況ですね。その後、学校への周知はいつごろ、どのようにされるかお伺いします。

(学校保健課長)

今年度からこのような方法で強化をしていきたいということは、少し前の校長会議等で少し説明させていただいています。具体的な内容につきましては、先週金曜日に小学校長会があり、そこでまた少し詳しい説明をさせていただいています。

現在、マニュアル等の作成をしており、これが出来次第、学校へ配り、そのマニュアルに沿った形でやってくださいということをお願いしようと思っております。

(三塚委員長)

未納の期間をどこからどこまでを対象にするのかというところの線引きが個々ばらばらになってくるのではないかと思います。確かに未納の状況はここに示されていますが、具体的に10月以降に学校のほうに周知するとすれば、来

年2月までにその手続を終える状況だと思いますが、そうすると、いつからいつまでの未納の件数に対して、この取組をするのか教えてください。

(学校保健課長)

現在、学校でちょうどその照会をしており、学校が給食費の帳簿のようなものを持っています。この帳簿の中で、ここに記載の平成21年度以降のものも一緒に載っていますし、それ以前のものも含めて帳簿には載っています。実際うちが持っているデータと学校の帳簿との、すり合わせをしております。そこで本年度の7月分までの段階で一度整理して、2月以降に動き始めるという形を今考えております。

(三塚委員長)

何年前までさかのぼってというか、どこまでがその対象になっているか、スタートの時点が何年の何月ぐらいのところなのか知りたいです。

(学校保健課長)

平成21年度から給食に関しまして申し込みという形をいただいております。そこから正式に契約というような形をとってきて、督促を行っている状況です。基本的には平成21年度以降ということになりますが、それ以前のものにつきましても学校が数字を把握しているもので、督促できるものについては、お声がけはしているような状況です。

ただ、法的措置の実施というところまで考えていくと、平成21年度以降のものが対象になると考えております。

報告事項(2)『全国・関東大会結果報告について』

(スポーツ課長)

スポーツ課から、全国・関東スポーツ大会の出場選手の結果報告をさせていただきます。

資料の1ページに、中学校の全国大会の結果を記載しております。

今年度も多くの種目で、全国大会出場を果たしております。中でも、出場が難しいとされる団体競技の男子バスケットボールで、衣笠中学校が関東大会を3位で勝ち上がり、全国大会出場を果たし、決勝トーナメントへ進出、ベスト16に輝きました。

2ページから3ページにかけては、関東大会の結果を載せております。資料に掲載しましたとおり、陸上競技、柔道などでも好成績を収めております。

そして4ページには、市立横須賀総合高等学校の全国大会出場結果についてお示ししました。

全日制では、アーチェリー部が女子団体で初めてのインターハイ出場を果たしました。結果も7位入賞と、初出場にもかかわらず大変な好成績を収めました。なお、アーチェリー部はスポーツ課で行っております運動部活動強化育成事業の強化対象部であり、今回の成果を非常にうれしく感じております。

また、横須賀総合高等学校では、定時制においても運動部活動が大変盛んであり、今年は資料に記載のとおり3種目で全国出場を果たしております。

報告は以上でございます。

(質問なし)

報告事項(3)『横須賀市スポーツ大賞の授与について』

(スポーツ課長)

「横須賀市スポーツ大賞」の授与についてご説明申し上げます。

「横須賀市スポーツ大賞」は、本市に在住し、若しくは在勤・在学し、又は深いゆかりのある方で、スポーツの向上発展に寄与し、オリンピック等においてな成績を収めた個人又は団体を表彰する制度であります。

本年7月27日(金)から8月13日(月)に開催された「第30回オリンピック競技大会(2012 ロンドン)女子サッカー競技」に出場した日本代表チームは、決勝戦でアメリカに敗れはしたものの、女子サッカー競技としては初のメダルとなる銀メダルを獲得されました。

この日本代表チームのメンバーとして出場した本市にゆかりのある矢野喬子選手、近賀ゆかり選手、大野忍選手に横須賀市スポーツ大賞を授与いたします。3選手は、昨年のFIFA女子ワールドカップドイツ大会優勝の際にも同大賞を受賞されており、今回で2度目の受賞となります。

なお、表彰式の日程等につきましては、現在調整中です。

スポーツ課からの報告は以上でございます。

(質問なし)

理事者報告

(学校保健課長)

それでは、学校保健課から1点、報告を口頭でさせていただきます。

現在、学校給食で行っております放射線の測定の検査についてでございます。
昨年度の後期から実施をしておりますが、今年度の前期は実施するという
ことで、保護者の皆様にも周知を既にしてあるところでございます。

後期以降につきましては、状況等を見ながら判断するという事で検討して
きたわけですが、今年度後期分につきましても、事前の食材三品目の検査及び
提供食の1週間ごとの給食の検査というものを後期も継続してやっていくとい
うことで方向性を整理させていただきましたので、ご報告させていただきます。

(質問なし)

委員質問

(永妻委員)

私が冒頭、教育長報告で報告させていただきましたが、夏休みが明けてから
も札幌市で中学生が、原因はまだはっきりしておりませんけれども、自殺をし
て命を落とすという事件がありました。

また、文部科学省におきましても、いじめ対応について国としての関わりも
大分積極的な部分を示され、詳細についてはまだ我々もつかむ段階に至って
おりませんが、前回のこの場においてもいろいろご意見をいただきましたが、横
須賀市と横須賀市教育委員会としてのいじめ問題への対応につきまして、現状
の取り組み、今後どういったことをさらに強化していく必要性をどの程度、今
認識し、学校と一緒にやって取り組んでいく方向性をここで確認させていただ
きたいです。よろしく願います。

(支援教育課長)

今、教育長のほうからもお話がありましたが、全国的に見て、平成18年のと
きにあったような、いじめを原因とする自殺の連鎖を非常に危惧しているところ
でございます。まず、神奈川県教育委員会では、毎年11月に実施されていま
したいじめ問題に係る点検を前倒して、9月5日時点での調査を現在、市内
の小・中学校でいじめの点検の調査をして、横須賀市教育委員会に調査結果が
上がってきているところでございます。

それから、本市において9月3日から14日までの2週間、夏休み明けの子ど
もの不安という部分があるということで、2週間の期間限定ですけれども、子
どもいじめ相談ホットラインを開設いたしました。電話相談等の経験をお持ち
の相談員さん8名が分担しまして、朝9時から夜の9時まで12時間、相談業務
を行っております。

9月9日までの段階で合計5件の相談がありました。5件のうちの4件が保護者、1件は子ども本人からということです。対応としては、話を聞いて適切にアドバイスをしていたもの、それから、直接学校と連絡をして、学校につないでその問題、いじめ解決へ向けた取り組みをお願いしたという対応を進めてきております。

また、冒頭、教育長の報告の中にもございましたけれども、8月末に行われた生徒会のリーダースキャンプにおいてまとめられた、いじめ撲滅に向けた中学生の誓いにつきましては、先日、生徒指導担当者会の中で、その活用について協議したところでした。来週、児童指導担当者会においても、中学生のまとめた誓いということで周知して、それぞれの学校の中で生徒指導担当者と生徒会担当者、児童指導担当者と児童会担当者の中で協議をして、各学校での対応を具体的に進めていただくことをお願いするというようにしております。横須賀市教育委員会としても、何らかのアプローチはしていきたいと考えております。

今後ですが、まず、横須賀市教育委員会としてのいじめ対応マニュアルを早急に作成し、10月中には各学校のほうにそれをお配りしていきたいと思っております。各学校におけるいじめの未然防止、それから早期発見、早期解決ということに向けて、各学校と教育委員会と連携して今後とも積極的に取り組んでいきたいと思っております。以上です。

(永妻委員)

ありがとうございました。

いじめ対応マニュアルに早速着手し、学校に早い段階で届くようお願いしたいと思います。何より、やはり先生が気づかないことにはいじめがより深刻になってしまいます。それから、日ごろの先生方の子どもたちの観察といいますか、あるいはまた、保護者とのより良い関係を築いていくことによって、家庭でのちょっとしたいつもと違う様子や、あるいは学校での様子は先生がというような中で、いじめがどこの学校にもあり得るという前提の中で取り組んでいく必要があると思っておりますので、さらに学校と連携して徹底していきたいと思っておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

(三塚委員長)

今のお話にあったように、先生方へのいろいろな働きかけはずっとやっていたと思いますが、今回リーダースキャンプなどで、子どもへの働きかけというのは、子どもたちのこの夏休みの期間中、いじめについてはかなりいろいろと考え、思うところがたくさんあるような気がします。ですから、絶好のチャンスだと思います。子どもたちにどう働きかけるか、子どもたちの話を聞いてい

く中で、いじめについての定義がわからないというのが子どもたちの本音だと思います。だから、子どもたちはいじめというのはわかっていそうな、我々からするとわかっているものだと思っているのだけれども、いじめの定義がわからない。どこまでがいじめなのか、どこからがいじめなのか。その境みたいなものがすごく微妙で、子どもたちが本音で言うとそこの部分が曖昧です。ですから、そういうところをぜひ丁寧に、子どもたちに働きかけるときには、そのマニュアルの中で結構ですが、先生が普段どういう働きかけをしているのかで、子どものいじめのとらえ方が明確になってくるのではないかと思います。

中学生が出した中学生の誓いを見ますと、まさにその部分だと思います。そんなに難しいことではなく、本当に一人一人が振り返ったときに、やっぱりいじめは絶対に許されないというような、あるいは自分の命と他の人の命とか、いろいろな考えが子どもたちの中でもっともっと進化していくのではないかと思います。ぜひこの機会を逃さずに、細かい指導をしていただければありがたいと思います。

6 閉会及び散会の時刻

平成 24 年 9 月 10 日（月） 午前 10 時 20 分

横須賀市教育委員会

委員長 三 塚 勉